

令和7年度アスベスト対策に関する講習会

石綿事前調査に関する
ポイントと留意事項について

一般社団法人 JATI協会
技術参与 浅見琢也

目次

1. 石綿事前調査について
2. 石綿有無の調査に関する資格
3. 調査の各段階におけるポイント及び留意事項
4. 石綿含有建材データベースについて

1. 石綿事前調査について

(1) 石綿有無の調査の必要性

建築物・工作物の解体・改修時には、事前に石綿有無の調査を行う。

…石綿障害予防規則第3条
大気汚染防止法第18条の15

※例外的に調査が不要な作業がある。

例) 金属性の材料を、固定しているボルトをドライバーによって外す
作業

釘を打って固定する作業、刺さっている釘を抜く作業

…電動工具で壁面に穴をあける作業は調査が必要

(2) 調査を行う義務がある者

石綿障害予防規則では工事を行う事業者、大気汚染防止法では元請業者が行うこととしている。

…元請業者が工事を行わない場合、両者がそれぞれ行うことは非効率

⇒工事の元請業者等が主体となって事前調査を行い、結果を下請業者(工事を行う事業者)に伝達する。

※発注者が石綿有無の調査を行っていて、元請業者がその結果を受け取った場合でも、元請業者は調査結果の確認を行うこと。

(3) 建築物・工作物とは(石綿障害予防規則の解説参照)

* 建築物

全ての建築物

…建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含む

* 工作物

「建築物」以外のもので、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもの

- ・煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等
- ・建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等
- ・製造・発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等

※特定工作物とは

- ・反応槽
- ・加熱炉
- ・ボイラー及び圧力容器
- ・焼却設備
- ・発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。)
- ・配電設備
- ・変電設備
- ・送電設備(ケーブルを含む。)
- ・配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)
- ・貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。)
- ・煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。)
- ・トンネルの天井板
- ・プラットフォームの上家
- ・遮音壁
- ・軽量盛土保護パネル
- ・鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ・観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物に該当するものを除く)

(4) 調査の方法

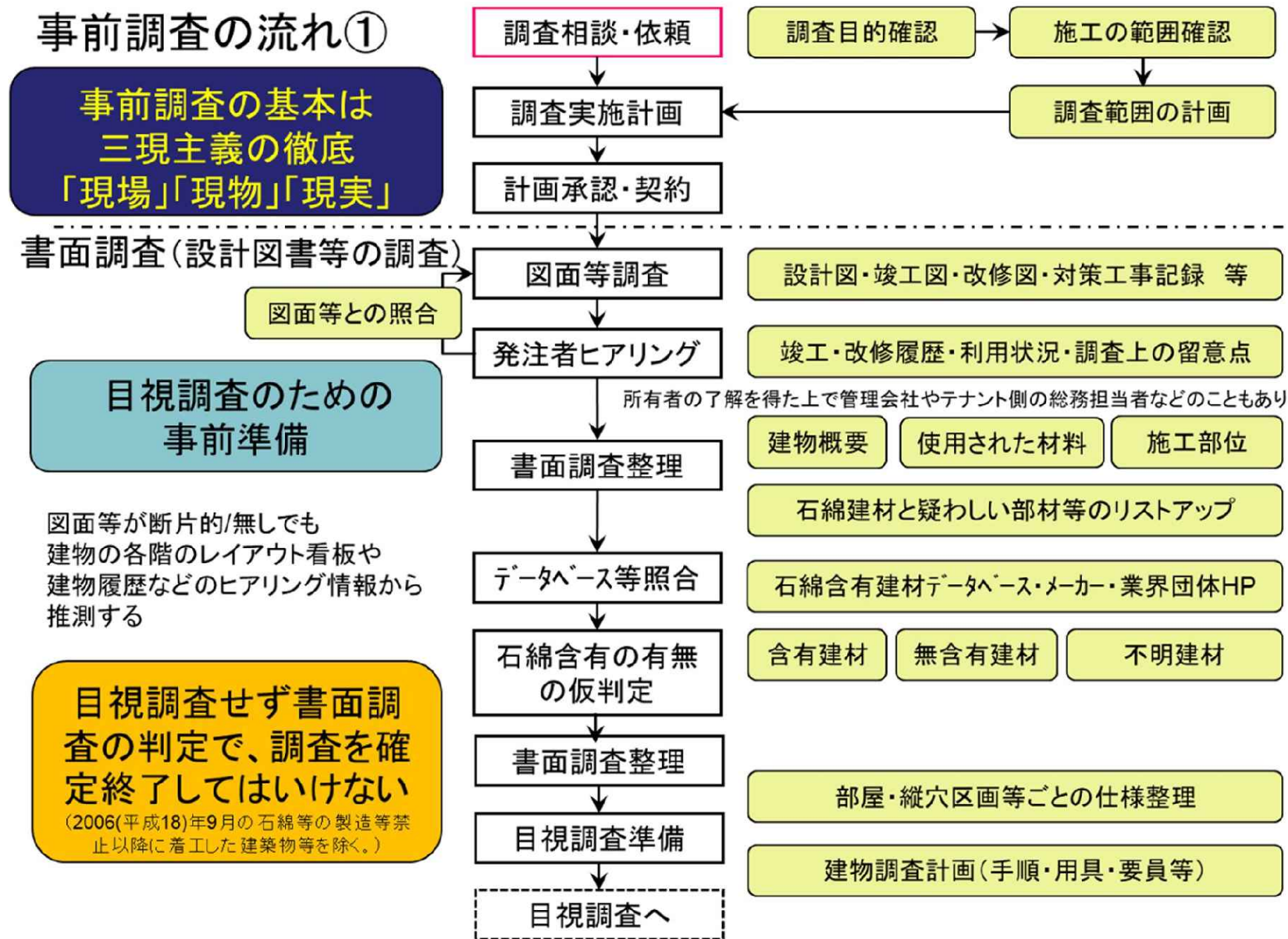
① 事前調査を行う。

- ・設計図書等の文書の確認(書面調査)
- ・現地での目視による確認(目視調査)

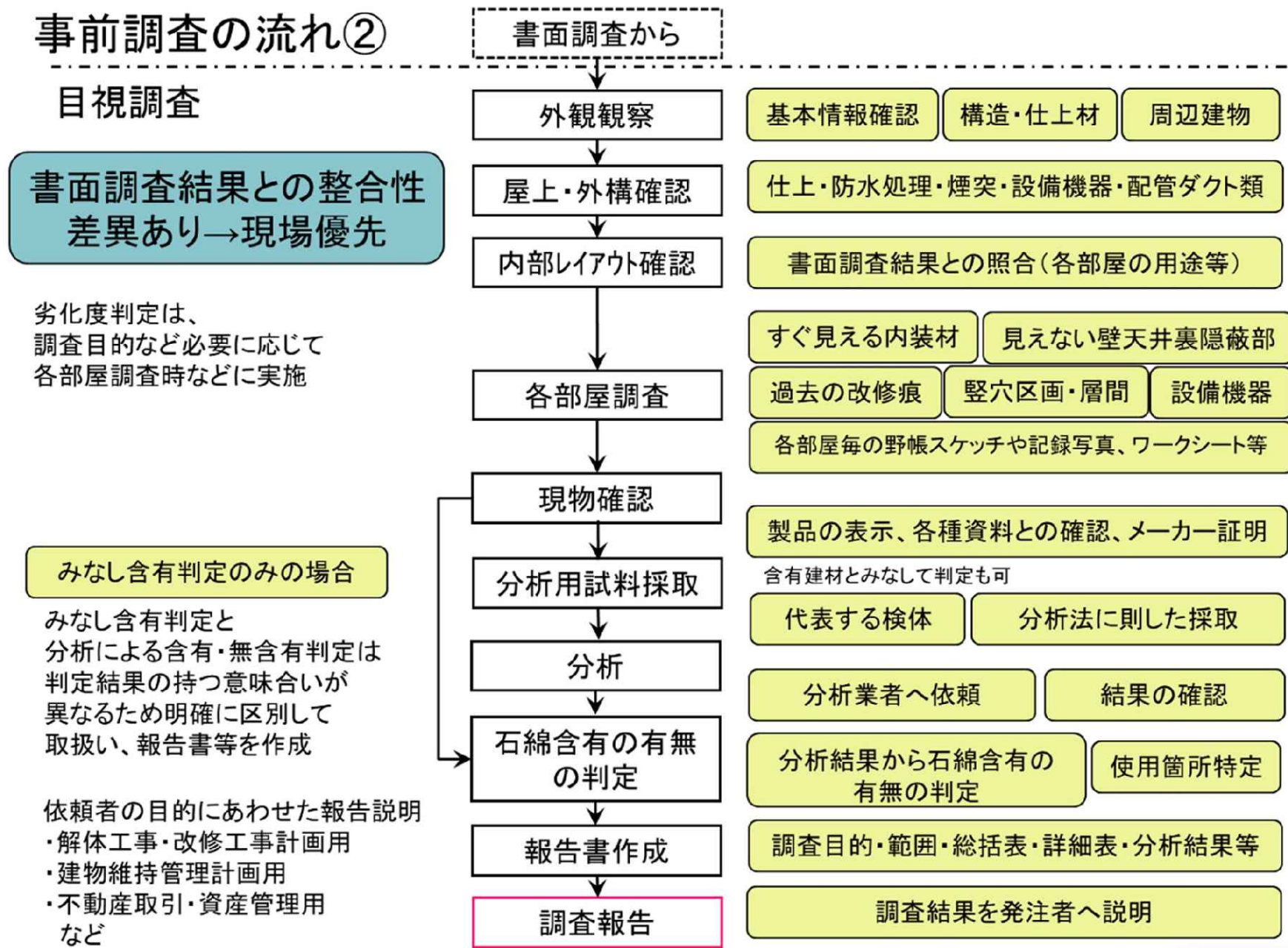
② 事前調査で石綿の有無が不明な場合は、分析による調査(分析調査)を行う。

但し、解体・改修工事及び廃棄について、石綿があるとみなして行う場合は、分析を行わなくてもよい(みなし措置)。

(5) 石綿有無の調査の流れ



事前調査の流れ②



出典：厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿飛散防止及び石綿飛散漏えい防止
対策徹底マニュアル」令和3年3月(令和6年2月改正)(令和7年3月訂正事項を反映)

2. 石綿有無の調査に関する資格

(1) 建築物の事前調査

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る）
- ・上記と同等以上の能力を有すると認められた者
日本アスベスト調査診断協会に登録された者（令和5年9月までに登録した者）

① キッチン(建物内部)の化粧板

- ・壁にスレートボード、けい酸カルシウム板第1種が使用されている可能性がある。
- ・タイル張りで下地がスレートボード、けい酸カルシウム板第1種の場合がある。
- ・風呂場でも壁の化粧板・タイル下地で同様の製品がある。
- ・戸建て住宅、共同の場合は一戸建て等石綿含有建材調査者でも調査できる。



出典：株式会社エーアンドエーマテリアル カタログ
(無石綿品)

② ベランダの隔て板

- ・スレートボード、けい酸カルシウム板第1種等が使用されている可能性がある。
- ・住戸の内部ではないので、一戸建て等石綿含有建材調査者では調査できない。



③ 住宅の外装

- ・壁に窯業系サイディング、スレートボード、建築用仕上塗材等、軒天井にスレートボード、けい酸カルシウム板第1種等が使用されている場合がある。
- ・外壁なので、共同住宅（長屋を含む）の場合は、一戸建て等石綿含有建材調査者では調査できない。住居専用の戸建て住宅の場合は調査できる。



出典：日本建築仕上材工業会ホームページ

④ ビル内装

- ・商用ビルの内装では、下記のように多くの場所に使用されている可能性があるが、もちろん一戸建て等石綿含有建材調査者は調査できない。

天井：石膏ボード、けい酸カルシウム板第1種
ロックウール吸音天井板 等

壁：石膏ボード、けい酸カルシウム板第1種、スレートボード等

巾木：ソフト巾木(一般名)

床：ビニル床タイル 等

ドア：防火ドアの部材 等



ビル内装(イメージ)

⑤ ビル内のダクト・配管

- ・排水管用の耐火二層管、換気用ダクトの接合部のガスケット、暖房用配管の保温材等に石綿含有材料が使用されていることがある。
- ・これらは建築設備なので、特定建築物石綿含有建材調査者、一般建築物石綿含有建材調査者、日本アスベスト調査診断協会に登録された者が調査できる。



耐火二層管



ガスケット

⑥ ケーブルの貫通部

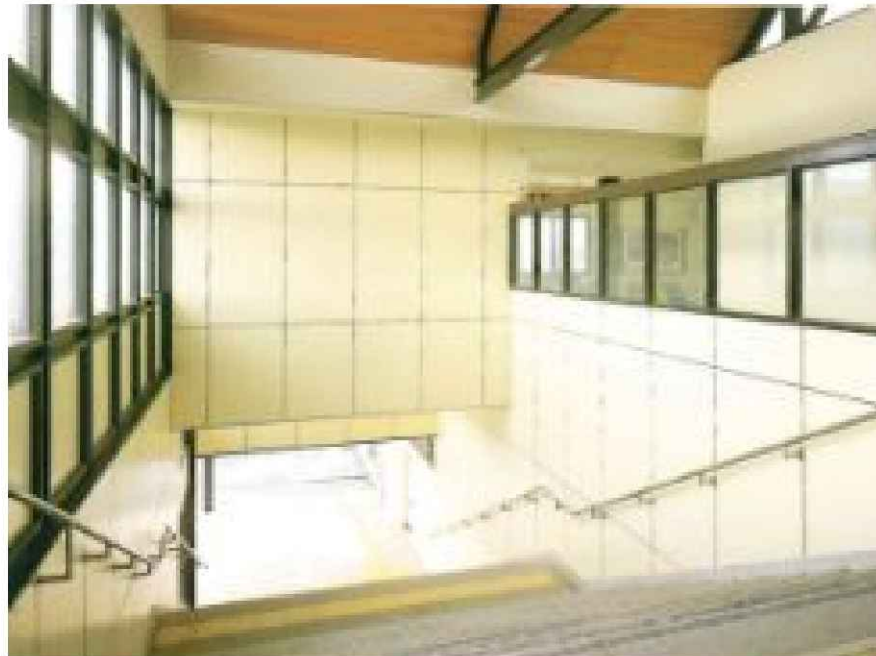
- ・防火区画の壁や床にケーブルを通す時には適切な措置が必要である。後日、ケーブルの増設が比較的簡単にできる方法では、けい酸カルシウム板第2種、ロックウール及びパテを使用する方法がある。
- ・特定建築物石綿含有建材調査者、一般建築物石綿含有建材調査者、日本アスベスト調査診断協会に登録された者が調査できる。



出典：古河電気株式会社 カタログ
(ロックウールは見えない)

⑦ 駅舎の壁

- ・フレキシブル板（化粧板）等が使用されている場合がある。
- ・地上の駅舎は建築物に該当する。



出典：株式会社エーアンドエーマテリアル カタログ

(2) 工作物の事前調査

1) 特定工作物で当該工作物に係る知識が必要なもの

- ・炉設備(反応層、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備)
 - ・電気設備(発電設備、配電設備、変電設備、送電設備)
 - ・配管及び貯蔵設備(炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備)…上水道管は除く
- ⇒ 工作物石綿事前調査者

2) 特定工作物で建築物と一体のもの

- ・煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上屋、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、
 - ・鉄道の駅の地下式構造物部分の壁及び天井板、
 - ・観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物に該当するものを除く)
- ⇒ 工作物石綿事前調査者

特定建築物石綿含有建材調査者

一般建築物石綿含有建材調査者

日本アスベスト調査診断協会に登録された者(令和5年9月までに登録した者)

3) その他の工作物

- * 石綿等が使用されているおそれのある材料（塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業）
 - 工作物石綿事前調査者
 - 特定建築物石綿含有建材調査者
 - 一般建築物石綿含有建材調査者
 - 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- * その他
 - 資格は不要だが、適切に調査を実施できるよう、様式やチェックリストを作成

① ボイラーの断熱材

- ・ボイラーは、調査に際しては当該工作物に係る知識が必要な特定工作物に該当するため、建築物内にあっても工作物石綿事前調査者でないと調査できない。



金属製カバーにより、保温材は見えない

② 地下駅の壁

- ・フレキシブル板（化粧板）の例。
特定工作物で建築物と一体の
ものに該当する。
- ・工作物石綿事前調査者に加えて
特定建築物石綿含有建材調査者、
一般建築物石綿含有建材調査者
及び日本アスベスト調査診断協会
に登録された者が調査できる。



③ トンネルの壁

- ・フレキシブル板（化粧板）の例。
その他の工作物で、調査について
は報告が不要なものに該当する。



出典：株式会社エーアンドエーマテリアル カタログ

(3) 分析調査

- 1) 分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者
 - 2) 上記と同等以上の知識と技術を有すると認められた者
 - ・(公社)日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
 - ・(一社)日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)」の修了者
 - ・(一社)日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」
 - ・(一社)日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
 - ・(一社)日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び精度を判定する分析技術」の合格者
- ※ 分析方法ごとに資格が規定されていること、資格によっては有効期限があることに注意

3. 調査の各段階におけるポイント及び留意事項

(1) 調査相談～契約

* 資格の確認

- ・調査者の資格が適切であることを確認する。

* 分析調査と「みなし」について

- ・調査者は、見積もりにあたり、1検体当たりの分析費用を示す。
また、分析の検体数を明確にしておき、上限を超えた場合は別途相談等とするとよい。
- ・分析調査を行うか「みなし」するか**の判断は依頼者が行う。**
このため、調査者は「分析調査」と「みなし」メリット・デメリットを調査の依頼者に説明すること。
⇒分析すれば 石綿の有無が分かるが、分析費がかかる。
実際には「石綿なし」なのに「石綿あり」とみなした場合は、工事及び廃棄に経費が掛かる。…特にレベル1・2の場合

(2) 書面調査

* 資料の提供

- ・工事の発注者は、対象となる建築物等の設計図、竣工図、建築確認申請書等がある場合は、できるだけ調査者に提供する。
- ・調査者は、調査終了後は借用した書類(コピーを含む)を返却する。

* ヒアリング

- ・調査者は、発注者、建築物の管理者等にヒアリングを行う場合がある。

* 材料に関する情報

- ・メーカー、工業会の情報を参考にすることは、最新版であることを確認する。
- ・石綿(アスベスト)含有建材データベースを使用する場合は、確認した年月日を記録しておく。

(3) 目視調査

* 目視調査の必要性

- ・2006年9月1日以降に着工された部分を除き、必ず実施する。
⇒書面通りの材料が使用されているとは限らない。
改修している場合がある。
- … 2006年9月1日に石綿を0.1%を超えて含む材料は使用等が禁止になっている。
但し、工作物では一部に使用された材料(ポジティブリスト)があるので注意する。

* 保護具の使用

- ・調査者は、防じんマスク及び帯電防止の作業衣を着用する。
- ・高所作業では安全靴や墜落防止用器具も必要になる。

* 分析用試料の採取

- ・同一と考えられる材料の3か所から必要な量を採取する。
- ・調査者が採取するか、採取箇所を指定することが望ましい。
 - …不適切な場所から採取して、結果が誤った場合でも調査者の責任になる。
- ・石綿の飛散防止に注意する。
 - …サンプリングに際しては該当部位を湿潤化する。
 - 必要に応じて養生する。

* 採取後の補修

- ・特に、改修工事では、分析用試料を採取した後の補修を考える。

(4) 分析調査

* 分析結果の確認

- **分析者の資格**を確認する。
 - …分析の種類、有効期限
- **分析方法**を確認する。
 - …「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル」に従って実施しているか
- **各種情報との整合性**を確認する。
 - …メーカー・工業会資料、石綿(アスベスト)含有建材データベース等と比較して妥当か

* 分析報告書の例(厚生労働省 アスベスト分析マニュアル 定性分析方法1)

保存40年

年 月 日

報告書(証明書)番号

石綿障害予防規則 第3条第5*項に基づく 事前調査における石綿分析結果報告書(証明書)

(定性分析方法1(偏光顕微鏡法)を想定した様式)

※石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第134号)による改正後の石綿障害予防規則の条項であり、令和5年9月30日までの間は第3条第4項に読み替えること

殿

貴社より委託を受けた石綿分析の結果は、下記に記載したとおりであることを証明します。
ただし、本分析の結果は、入手した試料の範囲に限定させていただきます。

記

実施した分析方法	定性分析方法1(偏光顕微鏡法) ※アスベスト分析マニュアル第3章
----------	----------------------------------

1. 分析を実施した石綿分析機関等

名 称		代表者氏名	⑩
所在地	TEL :	FAX :	
信頼性保障/品質確保の認証等	日環協(試験所) (JISA 1481-1 ◇◇◇◇年度 合格)		
その他(作業環境測定機関登録等)			
連絡担当者			

分析調査者氏名	分析調査者資格取得状況	民間機関による技能評価の取得状況
〇〇 〇〇	〇〇協会 分析調査者講習修了 (××年度)	日環協 (技術者) (JIS A 1481-1 ××××年度 合格)
●● ●●	※	日測協 (JIS A 1481-1 合格 認定 No.▲▲)

※令和2年基発0901第10号記の1に定める資格のいずれかを記入する。

例：日測協「石綿分析技術評価事業」Aランク（評価区分〇）

日環協「アスベスト偏光顕微鏡実技研修」修了（××年度）

日環協「建材中のアスベスト定性分析技能試験」合格（××年度）

日環協「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」

日本繊維状物質研究協会「建築物及び工作物の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」合格（〇〇による分析）

2. 分析を実施した年月日

分析実施日	年 月 日 ~ 年 月 日
-------	---------------

3. 物件名称

物件名称	
------	--

4. 不検出確定手順の分析実施の有無

実施有	実施無
-----	-----

5. 試料採取履歴

建物、配管設備、機器等の名称及び用途	名称		
	用途		
施工年及び建築物への施工などを採用した年	年	月	日
採取箇所等の指示（判断）者の所属、氏名、資格			
採取者の所属、氏名、資格			
試料 No.	試料名称	採取場所・建材の種類等	別添データ No.

(5) 調査結果の報告書

記載内容が石綿障害予防規則第3条及び大気汚染防止法施行規則第16条の8で規定されている。

・石綿障害予防規則による規定

- ① 事業者の名称、住所、電話番号
- ② 解体等の作業を行う場所の住所、工事の名称・概要
- ③ 調査終了日
- ④ 着工日等
- ⑤ 事前調査を行った建築物等の構造
- ⑥ 事前調査を行った部分(分析調査を行った場合は、試料採取場所)
- ⑦ 事前調査の方法(分析調査を行った場合は、その方法)
- ⑧ 調査した部分の材料ごとの石綿等の使用の有無(みなした場合は、みなしたことを記載)
石綿等が使用されていないと判断した場合は、その判断根拠
- ⑨ 事前調査行った者、分析調査を行った者の氏名、資格を証明する書類の写し
- ⑩ 構造上、目視調査ができない材料の有無及び場所

・大気汚染防止法による規定

- ① 解体等工事の発注者の氏名又は名称・住所、法人の場合は代表者の氏名
- ② 解体等工事の場所
- ③ 解体等工事の名称・概要
- ④ 調査終了年月日、調査方法
- ⑤ 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日等
- ⑥ 解体等工事に係る建築物等の概要
- ⑦ 改修等工事(改造・補修工事)のときは、当該作業の対象部分
- ⑧ 石綿有無の調査を行った者の氏名
- ⑨ 分析調査の箇所、分析調査者の氏名、所属する機関・法人の名称
- ⑩ 各建築材料が特定建築材料かどうか、みなした場合は、その旨と根拠

* 調査者の氏名・資格の認定番号等

⇒講習機関、取得時期が記載されているか？

※建築物の事前調査者の資格

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・日本アスベスト調査診断協会に登録された者(令和5年9月までに登録した者)
一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部については、一戸建て等石綿含有建材調査者も可能

* 対象物件の概要(施設名・竣工年・所在地・構造・規模・用途など)

…着工年により目視調査が不要になる場合がある

鉄骨造の場合は、多くが耐火被覆材が使用されている

* 調査期間

* 調査範囲及び調査対象建材

解体/改修前で可能な部分は「すべて」行っているか？

⇒調査できない部分があれば報告書に明記する。

…明記していない場合は調査漏れとなり、大気汚染防止法の直接罰の対象になる可能性がある。

⇒調査できなかった部分は、工事開始後に調査する必要がある。

* 書面調査

書面調査にどのような資料(情報)を使用したか？

⇒石綿(アスベスト)含有建材データベースWeb版

工業会・メーカー等の資料(ホームページ等)及び証明書等

…資料が最新版であるか？

* 目視調査

目視調査を実施しているか？

…設計図書通りに施工されていない(同じ仕様の別の材料)場合や改修されている(建築時と違う材料)ことがある

⇒建築物では、平成18年9月1日以降に施工した場合を除いて、**現地調査は必須**(工作物ではポジティブリストに注意)

* 分析調査

サンプリング・分析方法・結果・報告は適切か？

⇒サンプリングの指示者及び採取者の氏名

⇒分析者の氏名及び認定機関・番号

…分析方法と資格は適合しているか？

資格の有効期限内か？

⇒厚生労働省「アスベスト分析マニュアル【第2版】」に基づいた方法か？

①定性分析(偏光顕微鏡法)

②定性分析(X線回折法+位相差分散顕微鏡法)

③定性分析(X線回折法:吹付けバーミキュライト)

④定量分析(X線回折法)

⑤定性分析(電子顕微鏡法)

* 調査結果

- ・石綿有無の判断根拠が示されているか？
 - …「石綿なし」の判断根拠として不適切な例
 - 石綿(アスベスト)含有建材データベースに登録されていない同データベースの「アスベスト非含有建材」に記載されている
 - 製品に「無石綿」「石綿無含有」という表示がある
- ・みなした場合は、その理由を記載しているか？
- ・けい酸カルシウム板第1種は、他の成形板と分けて記載しているか？
 - …除去時に破碎等を行う場合は、他の成形板と異なり「隔離(負圧不要)」が必要である。

【参考】石綿有無の調査結果報告書の記入例（JATI協会様式を使用）

2024年**月**日
報告書 No. _____

〇〇建設株式会社 殿

石綿含有建材有無に関する事前調査等結果報告書

貴社より委託を受けた石綿含有建材有無に関する調査結果は、下記に記載した通りである事を報告致します。

住 所 東京都〇区△町1-1-1
会 社 名 石綿調査株式会社
代 表 者 名 調査太郎 印

調査の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 大防法18条の15・石綿則第3条に基づく事前調査				<input type="checkbox"/> その他の調査			
調査期間	2024年7月1日			～	2024年7月15日			
調査依頼者	(氏名、法人の場合は会社名)		〇〇建設株式会社		連絡先	03-*****-*****		
	(氏名、法人の場合は会社名)		石綿調査株式会社					
調査者	(所属部署)	調査第1部		Tel	03-*****-*****		Fax	03-*****-*****
	講習登録機関		登録番号		氏名		修了年月日	
	△△教育センター		*****		診断次郎		2021/7/1	

分 析 者	(氏名、法人の場合は会社名)		□□分析株式会社			
	(所属部署)	アスベスト分析部	Tel	03-*****-*****	Fax	
	作業環境測定 機関登録番号	分析者の資格名等			登録番号	氏名
		日本作業環境測定協会実施JIS A 1481-2および-3			*****	分析三郎
対象物件概要	施設名	○▽工業株式会社				
	竣工年	昭和59年	文書記録	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書	<input type="checkbox"/> 維持保全記録	
	所在地	東京都新宿区○○×-×-×				
	延床面積	1800㎡				
	分類	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物			<input type="checkbox"/> 工作物	
	規模	地下 1階	地上 7階	PH 1階	地下 階	地上 階 PH 階
	建物構造	<input checked="" type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> SRC造 <input checked="" type="checkbox"/> RC造				
		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他				
用途 (複数選択化)	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所		<input type="checkbox"/> 工場/倉庫		<input type="checkbox"/> ボイラー	<input type="checkbox"/> タービン
	<input type="checkbox"/> 娯楽施設		<input type="checkbox"/> 学校		<input type="checkbox"/> 化学プラント	<input type="checkbox"/> 電力プラント
	<input type="checkbox"/> 病院		<input type="checkbox"/> 公共施設		<input type="checkbox"/> 石油プラント	<input type="checkbox"/> 屋内工作物
	<input type="checkbox"/> その他 特殊建築物				<input type="checkbox"/> その他	
調査に係る ヒアリング先	(氏名、法人の場合は会社名)		○○建設株式会社		連絡先	03-*****-*****
			○▽工業株式会社			03-*****-*****

調査対象材料 (複数選択化)	<input checked="" type="checkbox"/> 吹付材 <input checked="" type="checkbox"/> 保温材 <input checked="" type="checkbox"/> 断熱材 <input type="checkbox"/> 耐火被覆材 <input checked="" type="checkbox"/> 成形材 <input type="checkbox"/> 仕上塗材 <input checked="" type="checkbox"/> その他
調査方法 (複数選択化)	<input checked="" type="checkbox"/> 書面調査 <input checked="" type="checkbox"/> 目視調査 <input checked="" type="checkbox"/> 分析調査

1. 調査結果の概要

<p>(1) 調査範囲</p> <p>① 今回の調査は、1階、4階及び地下1階機械室の様様替えに伴う調査依頼ですので、その部分の調査に限定しております。</p> <p>② 明らかに石綿を含有していないと判断されるガラス及び金属は事前調査の対象外です。(令和2年 厚生労働省 石綿障害予防規則の解説 参照)</p>
<p>(2) レベルごとの調査結果</p> <p>1) レベル1</p> <p>① 鉄骨の梁、柱に石綿含有吹付けロックウールが使用されていました。また、階段室の天井や機械室の天井及び壁に吸音用として吹付けパーミキュライトが使用されていました。</p> <p>2) レベル2</p> <p>① 機械室では、設計図書にはありませんでしたが、ボイラ配管の保温材の一部に石綿が含有していました。</p> <p>② 煙突の点検口部分のシール材には石綿が含まれていました。今回の調査対象外の煙突断熱材についても注意が必要です。</p>

3) レベル3

① 竣工後45年経過しているため改修している部分も多くあり、特に分析を行った結果、天井のロックウール吸音天井板は石綿無含有品でした。一方、トイレブースも改修されていましたが、ブースの壁材が石綿含有品でした。

4) 仕上塗材

① 仕上塗材はありませんでした。

5) レベル外

① 地下ダクトフランジ部のジョイントシートは、「みなし」により石綿ありといたしました。

(3) 調査できなかった箇所

・今回は、壁の内部等の隠蔽部については調査しておりませんので、解体作業開始後に調査を行う必要があります。

2. レベル1 (吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウール等)

No.	階・部屋名	部位	建材・材料名	判断根拠
1	1・4階天井裏	鉄骨梁	吹付けロックウール	分析
2	1・4階柱部分	鉄骨柱	吹付けロックウール	分析
3	1・4階階段室	天井	吹付けバーミキュライト	分析
4	地下1階機械室	天井	吹付けバーミキュライト	分析
5	地下1階機械室	壁	吹付けバーミキュライト	分析

3. レベル2 (石綿含有保温材・石綿含有耐火被覆材等)

No.	階・部屋名	部位	建材・材料名	判断根拠
1	地下1階機械室	ボイラ配管	水練り保温材	分析
2	地下1階機械室	煙突点検口	シール材	分析
3				
4				
5				

4. レベル3 (石綿含有建材他「成形板」等)

※判定根拠の凡例

分析=A、みなし=B、証明書等=C

No.	階・部屋名	床		巾木		壁		天井	
		建材・材料名	判断根拠	建材・材料名	判断根拠	建材・材料名	判断根拠	建材・材料名	判断根拠
1	1階事務室	ビニル床タイル	A	—		けいカル1種	B	—	
2	1階廊下	ビニル床タイル	A	—		—		—	
3	1階トイレ	—		—		—		石膏ボード	C
4	4階事務室	ビニル床タイル	A	—		けいカル1種	B	石膏ボード	C
5	4階廊下	ビニル床タイル	A	—		—		石膏ボード	C
6	4階トイレ	—		—		—		石膏ボード	C
7									
8									

5. 石綿含有仕上塗材(下地調整材含む)

No.	階・部屋名	部位	建材・材料名	判断根拠
1	今回の調査では、該当なし			
2				
3				
4				
5				
6				

6. レベル外 その他(設備機器・ダクトパッキン・石綿紡織品等)

No.	階・部屋名	設備機器名称	材料名	判断根拠
1	地下1階機械室	配管フランジ部	ジョイントシート	みなし
2				
3				
4				
5				
6				

備考: 各レベル区分に該当する石綿含有建材は下記の通りです。

レベル1	①吹付け石綿	レベル2	⑤石綿含有保温材(吹付け材を除く)
	②石綿含有吹付けロックウール		⑥石綿含有断熱材(吹付け材を除く)
	③石綿含有吹付けバーミキュライト		⑦石綿含有耐火被覆材(吹付け材を除く)
	④石綿含有吹付けパーライト	レベル3	⑧その他の石綿含有建材(成形板等)
		仕上塗材	⑨下地調整材含む
		レベル外	⑩上記のレベル以外の石綿含有製品 これには石綿紡織品等が該当する。

(6) 調査結果の報告等

* 工事の発注者への説明

- ・元請業者は、工事の発注者に書面で、石綿有無の調査結果を説明する。

…調査結果報告書の概要等による

* 労働基準監督署長及び都道府県知事等への報告

- ・報告の対象となる場合、元請業者は、工事開始前に原則として電子システム(Gビズ、G-BIZ)により所轄の労働基準監督署長及び都道府県知事等に石綿有無の調査結果を報告する。

…大気汚染防止法の政令市、中核市等では、市長へ報告する。

愛知県では、名古屋市、豊橋市、豊田市、岡崎市、一宮市

…対象となる工事

建築物の解体工事：床面積の合計が80㎡以上

建築物の改修工事：請負代金が100万円以上

工作物の解体・改修工事：請負代金が100万円以上

(工作物の報告は、特定工作物に限る)

(7) 調査結果の揭示

* 公衆向けの揭示(大気汚染防止法によるもの)

- ・公衆に見やすい場所か？
- ・サイズはA3以上か？
- ・内容に問題はないか？

元請業者の名称、住所、代表者の氏名(自主施工を除く)

調査の終了年月日、調査の方法

特定工事に該当する場合は、特定建築材料の種類

* 作業者向けの揭示(石綿障害予防規則によるもの)

- ・作業者に見やすい場所か？
- ・内容に問題はないか？

調査終了日

事前調査を行った部分(分析用の試料を採取した場所を含む)

材料ごとの石綿等の使用の有無(みなした場合は、その旨)及び

石綿等が使用されていないと判断した材料については、その根拠

* 調査結果の揭示例(建築物の解体等の作業に関するお知らせ)

・レベル1・2の場合

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
<p>本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^{※1}、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二、第五号の三)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。</p> <p>石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。</p>			
事業場の名称: ○○○○解体工事作業所			
届出先及び届出年月日	東京○○労働基準監督署	令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者
	東京(都)道・府・県 ○○市(区)	令和○○年○○月○○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
	調査終了年月日	令和○○年○○月○○日	○○不動産(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
	看板表示日	令和○○年○○月○○日	住所
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日		東京都○○区○-○
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日		
調査方法の概要(調査箇所)		元請業者(工事の施工者かつ調査者)	
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
【調査箇所】建築物全体(1階~4階)		○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○	
※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室(改修等工事対象場所)		住所	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		東京都○○区○-○	
【石綿含有あり】		現場責任者氏名 ○○ ○○	
1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル		連絡場所 TEL 03-xxxx-xxxx	
1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし)		○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。	
エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル		調査を行った者(分析等の実施者)	
【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照		氏名又は名称及び住所	
1~4階 トイレ内PS 保温材③		事前調査・試料採取を実施した者	
1~4階 床:デュニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④ その他の建材④⑤		①特定建築物石綿含有建材調査者	
		○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○	
		住所: 東京都○○区○○-○○	
		分析を実施した者	
		②○○環境分析センター	
		氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○	
		住所: 埼玉県○○市○○-○○	
		その他事項	
		調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す	
		①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明	
		⑤材料の製造年月日	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法			
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法		○除去 ○囲い込み ○封じ込め ○その他	
集じん排気装置	機種・型式・設置数	・機種:集じん・排気装置・型式:○○○-2000・設置数:○台	
	排気能力(m ³ /min)	○○m ³ /min(1時間あたりの換気回数4回以上)	
	使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)	HEPAフィルタ・捕集効率:99.97%・粒子径:0.3μm	
使用する資材及びその種類		・湿潤用薬液:○○○○・固化用薬液:○○○○ ・隔離用シート(厚さ:床○mm、その他○mm)・接着テープ等	
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法		(例)・吹付け層に薬液を含まず等により表面を被覆する封じ込め工法 ^{※2} (例)・板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 ^{※2}	
備考:その他の条例等の届出年月日		○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)	

注1)工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

注2)封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

・レベル3・仕上塗材の場合

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		
本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。 ^{※1}		
石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。		
事業場の名称: ○○○○解体工事作業所		
調査終了年月日	令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○○○開発(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
看板表示日	令和○○年○○月○○日	住所 東京都○○区○-○
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	
調査方法の概要(調査箇所)		住所 東京都○○区○-○
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階~3階)		現場責任者氏名 ○○ ○○ 連絡場所 TEL 03-xxxx-xxxx
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。
【石綿含有あり】 外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有191酸カルシウム板第1種 クリソタイル 2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール ㊸ 1~3階 床:ビニル床シート㊸、壁:191酸カルシウム板第1種:㊸ 天井:岩綿吸音板㊸ その他の建材 ㊸㊸		調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①一般建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○ 分析を実施した者 ②○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	○除去 ○その他	
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	石綿含有成形板等 (例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらパール等で除去を行う。石綿含有191酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらパール等で除去を行う。 石綿含有仕上塗材 (例)剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:○○○○ ・剥離剤:○○○○ ・養生用シート(厚さ:○mm) ・接着テープ 等	
備考:その他の条例等の届出年月日	その他事項	
○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)	調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	

注)工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

・石綿なしの場合

…「石綿なし」でも調査結果の掲示が必要。

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		
本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。 [※] 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。		
事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所		
調査終了年月日	令和〇〇年 〇月 〇日	元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者)
看板表示日	令和〇〇年 〇月 〇日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
解体等工事期間	令和〇〇年 〇月 〇日 ~ 令和〇〇年 〇月 〇日	〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
調査方法の概要(調査箇所)		住所
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 ※建物の着工日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなる		東京都〇〇区〇-〇
【調査箇所】建築物全体(1階~3階)		現場責任者氏名 〇〇〇〇
		連絡場所 TEL 03-XXXX-XXXX
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		調査を行った者(分析等の実施者)
石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)		氏名又は名称及び住所
【石綿含有なし】〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照		事前調査・試料採取を実施した者
1~3階 床:ビニル床タイル③ ビニル床シート③、天井:岩綿吸音板③、けい酸カルシウム板第1種③、壁:スレートボード⑤		①日本アスベスト調査診断協会登録者
外壁 仕上塗材③		氏名 〇〇 〇〇 会員番号 〇〇〇〇
※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合の例		住所:東京都〇〇区〇〇-〇〇
建築物の着工日が2006年9月1日以降⑤		分析を実施した者
		②〇〇環境分析センター 代表取締役社長 〇〇 〇〇
		氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇
		住所:埼玉県〇〇市〇〇-〇〇
		その他事項
		調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された〇数字は、以下の判断根拠を表す
		①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明
		⑤材料の製造年月日

注)工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

(8) 調査結果報告書の取扱い

* 現場への備え置き

- ・元請業者及び事業者は、作業場に調査結果の写しを備え付ける。
…作業者が確認できるようにする

* 作業後の保存

- ・事業者は、調査終了後3年間保存する。(石綿障害予防規則)
- ・元請業者は、工事終了後3年間保存する。(大気汚染防止法)

4. 石綿含有建材データベースについて

(1) 検索画面



石綿（アスベスト）含有建材データベース



国土交通省



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

HOME	当サイトについて	関連情報	ご利用上の注意	NEWS	操作説明
------	----------	------	---------	------	------

この石綿（アスベスト）含有建材データベースは、建設事業者、解体事業者や住宅・建築物所有者等が、解体工事等に際し、使用されている建材の石綿（アスベスト）含有状況に関する情報を簡便に把握できるようにすることを目的として、建材メーカーが過去に製造した石綿（アスベスト）含有建材の種類、名称、製造時期、石綿（アスベスト）の種類・含有率等の情報を提供するものです。検索の対象となる登録されている建材情報の収集方法等について、十分にご了解いただき、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法及び廃棄物の処理及び清掃等に関する法律等の関係法令を遵守した上でご利用ください。

Q 建材を検索する



複数の単語を入力する場合は、スペース（空白文字）で区切ってください。複数のキーワードをすべて含むページを検索します。（AND検索）。

Q 検索する

検索する単語が、正式な名称である可能性が低い場合は、以下の 欄を外さずにご利用ください。

建材名（一般名）

商品名

製造時メーカー名

現在メーカー名

型番・品番

施工年・改修年

年 ~ 年

※建物の竣工年又は改修年と思われる期間を入力して下さい。

1985年の場合は：「1985～1985」

1984年の前後3年くらいの場合：「1983～1985」

1985年より以前の場合：「入力しない～1985」

1985年より以後の場合：「1985～入力しない」

詳細条件を指定する

(2) 検索結果例

ホーム ▶ 検索結果商品名一覧

検索結果商品名一覧

1件～20件 (全2,126件)

何も指定しないで検索した結果

◀ ホームへ戻る

🖨 印刷

商品名◆	建材名 (一般名)◆	型番・ 品番◆	製造時の メーカー◆	製造期間◆	含有率◆	種類◆	不燃材 料認定◆	*注)◆
プロベスト	 吹付け石綿		朝日石綿工業 (株)	1962～1971	60～70	白石綿、青石綿、茶石綿		
サーモテックスA	 吹付け石綿		内外アスベスト (株)	1969～1975	60～70	白石綿、茶石綿		
トムレックス	 吹付け石綿	T/# 5500	日本アスベスト (株)	1956～1974	60～70	白石綿、茶石綿		
トムレックス	 吹付け石綿	T/# 5500	日本アスベスト (株)	1956～1971	60～70	青石綿		
リンパット	 吹付け石綿		日本リンパット工事 (株)	1959～1971	30～70	白石綿、青石綿		
ノザワコーベックス	 吹付け石綿		(株)ノザワ	1962～1975	55～70	白石綿、青石綿		
スターレックス	 吹付け石綿	№280	明星工業 (株)	～1974	情報なし	白石綿		
ベリコート	 吹付け石綿		(株)和久産業	1971～1973	60	白石綿		
浅野ダイアロック	 石綿含有吹付けロックウール		浅野スレート (株)	1971～1975	5以上	青石綿、茶石綿		
プロベストR (タイプA)	 石綿含有吹付けロックウール		朝日石綿工業 (株)	1971～1975	20～35	茶石綿		
タイカレックス	 石綿含有吹付けロックウール		耐火被覆工業協同組合	1978～1979	3	白石綿	不燃 No.1023	
サーモテックス	 石綿含有吹付けロックウール		内外アスベスト (株)	1961～1975	25	白石綿、茶石綿		
サーモテックス	 石綿含有吹付けロックウール		内外アスベスト (株)	1976～1978	5未満	白石綿、茶石綿		
スプレーテックス	 石綿含有吹付けロックウール	SPF	日東紡績 (株)	1961～1975	12～20	白石綿	不燃 No.1023	

データベースに登録されていなくても
「石綿なし」の根拠にできない。

(3) 印刷画面

石綿(アスベスト)含有建材データベース 検索結果

貴方が入力した内容に基づき当データベースで検索した結果は下記のとおりです。
 ※このデータベースは、登録されている建材情報の収集方法等について、十分にご理解い
 詳しくは、データベースの最初のページ(メニュー画面)の「ご利用にあたって」をご覧下

検索条件

フリーワード：
 フリーワードの対象：建材名（一般名）、商品名、製造時メーカー名、現在メーカー名、型番・品番
 施工年・改修年：指定なし
 建材名（一般名）：
 施工部分・使われ方（外装材）：
 施工部分・使われ方（内装材）：
 施工部分・使われ方（耐火被覆材）：
 施工部分・使われ方（設備）：
 施工部分・使われ方（その他）：
 施工部分・使われ方（使われ方）：
 不燃材料等認識番号：No.
 削除済みデータ：含めずに検索する

検索結果の画面で“印刷”をクリックするとPDFになり、右上に作成日として印刷した年月日が記載される。

検索結果


























商品名	建材名（一般名）	型番・品番	製造時のメーカー	製造期間	含有率	種類	不燃材料認定	*
プロベスト	吹付け石綿		朝日石綿工業（株）	1962～ 1971	60～70	白石綿、青石綿、茶石綿		
サーモテックスA	吹付け石綿		内外アスベスト（株）	1969～ 1975	60～70	白石綿、茶石綿		
トムレックス	吹付け石綿	T/# 5500	日本アスベスト（株）	1956～ 1974	60～70	白石綿、茶石綿		
トムレックス	吹付け石綿	T/# 5500	日本アスベスト（株）	1956～ 1971	60～70	青石綿		
リンベット	吹付け石綿		日本リンベット工事（株）	1959～ 1971	30～70	白石綿、青石綿		
ノザワコーベックス	吹付け石綿		（株）ノザワ	1962～ 1975	55～70	白石綿、青石綿		

(4) 石綿含有建材に関する資料

関連情報の中に、各種の資料がある。

関連情報

建材の関連資料一覧

- ▶  石綿含有スレートボード・フレキシブル板
- ▶  石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板
- ▶  石綿含有パルプセメント板
- ▶  石綿含有ロックウール吸音天井板
- ▶  石綿含有その他パネル・ボード
- ▶  石綿含有ビニル床シート
- ▶  石綿含有ルーフィング
- ▶  石綿含有スレート波板・大波
- ▶  石綿セメント管
- ▶  石綿発泡体
- ▶  石綿含有吹付けロックウール
- ▶  石綿含有スレートボード・平板
- ▶  石綿含有スレートボード・その他
- ▶  石綿含有押出成形セメント板
- ▶  石綿含有せっこうボード
- ▶  石綿含有壁紙
- ▶  石綿含有ソフト巾木
- ▶  石綿含有窯業系サイディング
- ▶  石綿含有スレート波板・小波
- ▶  石綿セメント円筒
- ▶  石綿含有けい酸カルシウム板第2種
- ▶  湿式石綿含有吹付け材
- ▶  石綿含有スレートボード・軟質板
- ▶  石綿含有スラグせっこう板
- ▶  石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- ▶  石綿含有パーライト板
- ▶  石綿含有ビニル床タイル
- ▶  石綿含有住宅屋根用化粧スレート
- ▶  石綿含有建材複合金属系サイディング
- ▶  石綿含有スレート波板・その他
- ▶  石綿ビニル二層管
- ▶  吹付け石綿

一般名をクリックすると、各建材の特徴が示される。

・けい酸カルシウム板第1種の例

石綿（アスベスト）含有建材の特徴

建 材 名（一般名） （通 称）	石綿含有けい酸カルシウム板第1種 けいカル板
---------------------	---------------------------

規 格 等

- ・ JIS A 5430 繊維強化セメント板ー（けい酸カルシウム板）

製造期間

- ・ 製造開始は、1960年である。
- ・ 製造終了は、2004年である。

建材の特徴

○性質、寸法、形状など

- ・ 軽量で耐火性、断熱性に優れている。
- ・ 素板での使用の他にタイル目地、エンボス加工、単色系化粧版等メーカーにより多様なデザインがある。
- ・ けい酸カルシウム板を基材として、表層材に塩ビシート、突板、化粧紙、樹脂塗装などの化粧加工をした不燃化粧板がある。
- ・ 寸法（壁材の例）

厚さ (mm)	幅 × 長さ (mm)
5	標準寸法 910×1820
6	910×2420
8	910×2730
10	


▶ 一般社団法人JATI協会

「石綿に係る法規等」「石綿則適用一覧表」

本データベースに登録されている以外のその他アスベスト含有建材の関連情報


接着剤、塗料及び建築用仕上塗材について

接着剤、塗料及び建築用仕上塗材については、過去に石綿（アスベスト）を含有する製品が製造・出荷されたことが、関係団体のホームページで公表されていますので、次のホームページをご参照下さい。

- ▶  日本接着剤工業会
- ▶ 一般社団法人日本塗料工業会
- ▶ 日本建築仕上材工業会

石膏ボード、壁紙及びアスファルト防水材料・副資材について

石膏ボード、壁紙、アスファルト防水材料・副資材については、過去に石綿（アスベスト）を含有する製品が製造・出荷されたこと及び無含有建材の製造・出荷に関する情報が、関係団体のホームページで公表されていますので、次のホームページをご参照下さい。

- ▶ 一般社団法人石膏ボード工業会
- ▶  一般社団法人 日本壁装協会
- ▶ 一般社団法人日本防水材協会 アスファルト防水部会

その他アスベスト含有製品の情報

ユニットバス、システムキッチン、水栓器具などについて

ユニットバス、システムキッチン、水栓器具などについては、石綿（アスベスト）含有建材データベースの対象ではないものの、石綿（アスベスト）を含有している場合があり、建築物等解体に際して同様に配慮を要します。経済産業省では、2005年に、石綿（アスベスト）を含有する家庭用品の実態把握調査を実施され、その結果が経済産業省のホームページに公表されていますので、次のホームページをご参照下さい。

▶ 経済産業省 製品安全に関わる政策：製品安全ガイド 石綿（アスベスト）を含有する家庭用品の実態把握調査

家具等について

家具等（耐火性を有するキャビネット、金庫、実験台の天板など）についても、石綿（アスベスト）含有建材データベースの対象ではないものの、石綿（アスベスト）を含有している場合があり、建築物等解体に際して同様に配慮を要します。これらの情報は、各製品のメーカーのホームページに公表されていることがありますので、ご確認ください。

（参考）原材料に石綿（アスベスト）を必要としない建材についても掲載しています。

（例：ガラス、金属製品等）

参考資料

「アスベスト非含有建材」の一覧表

▶  「アスベストデータベース」に関連する日本工業規格（JIS）の変遷

▶  「アスベストデータベース」に関連する社名の変遷

原材料に石綿が必要なJIS
などが示されている

注）資料は、平成26年度リフォーム等における適切なアスベスト処理のための調査／「石綿（アスベスト）含有建材データベース」の改変と維持管理に関する検討報告書（一般社団法人住宅リフォーム推進協議会）から抜粋したものです。

- 新着情報
- 協会の案内
- 石綿と法規
- 石綿Q&A
- アスベスト診断士
- 石綿有無の調査
- 建築物等の解体改修
- 石綿等の廃棄物処理
- 出版物・講演会資料
- 石綿に関する調査資料
- 官公庁関連団体へのリンク
- サイトマップ

[▲](#) TOPへ戻る



01150085

ご清聴ありがとうございました。